

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
グループホーム Tai 運営規程  
(共同生活援助(介護サービス包括型))

第1条(事業の目的)

(株)福祉ステーションちえの和が設置するグループホーム Tai(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業(以下事業という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

第2条(運営の方針)

- (1) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)において相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の日常生活上の支援又は援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (3) 事業者は利用者が自立した日常生活又は共同生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するように努める。
- (4) 前2項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成30年4月1日明石市条例)及び関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称      グループホーム Tai
- (2) 所在地      兵庫県明石市本町1丁目4-16

#### 第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、兵庫県条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

##### （1）管理者 1名（常勤、生活支援員兼務）

- ①管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。
- ②従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

##### （2）サービス管理責任者 1名（利用者30人に対して1名、生活支援員兼務）

サービス管理責任者は利用者の自己決定の尊重を原則としたうえで、利用者が自ら意思を決定する事に困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

- ①共同生活援助の利用の申し込みに係る調整を行う。
- ②利用者等の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて共同生活援助個別計画を作成し、利用者又その家族に、その内容を説明するとともに交付を行う。
- ③利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）にあたり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意志及び並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- ④サービス管理責任者が行う別支援会議について利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する希望を改めて確認する。
- ⑤作成した個別支援計画は、担当相談支援事業者に交付を行う。
- ⑥サービス内容を定期的に評価し、利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、変更があれば計画を変更する。
- ④生活支援員及び世話人に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する。
- ⑤生活支援員及び世話人に対し、技術的な指導、研修を実施する。
- ⑥生活支援員及び世話人の業務の実施状況の把握及び、能力や希望を踏まえた業務管理を行う。
- ⑦担当相談支援専門員や日中活動サービス事業者など他のサービス機関と連携を図る。
- ⑧入院、もしくは退院される場合は必要な情報収集及び提供を行う。
- ⑨退去される際は必要なサービスに引継ぎが出来るように調整する。
- ⑩その他、サービス内容の管理について必要な業務を実施する。

##### （3）世話人 1名以上（常勤、非常勤合わせて）

世話人は、食事の提供や余暇活動の支援、生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 1名以上(常勤)

生活支援員は、食事や入浴、排せつ等の介護を行う。また、日常的な相談や、健康管理、金銭管理の相談について対応する。

(5) 夜間支援員 1名以上(常勤、非常勤合わせて)

22～6時までの支援を行う。緊急時対応を含む。

(6) 看護師 1名(非常勤)

平時の体調チェック、および急変時の指示、処置等の対応。

第5条(入居定員)

事業所の入居者の定員は、6人とする。

第6条(共同生活援助を提供する主たる対象者)

事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

知的障害者・精神障害者・難病障害者

(建物が4階建てでエレベーターなし階段のみの設備である為、階段昇降可能な方を推奨)

第7条(共同生活援助の内容)

事業所で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者に対する相談

(2) 食事の提供

(3) 健康管理の援助

(4) 余暇活動の支援

(5) 緊急時の対応

(6) 職場等との連絡調整

(7) 金銭管理・財産管理等の日常生活に必要な援助

(8) 食事や入浴、排せつ等の介護

(9) 夜間における支援

(10) 一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスの提供(以下、「体験的な利用」という。)

※本人の意思に反する異性介助がなされないようにサービス管理責任者はサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努める。

第8条(利用者から受領する費用の額等)

(1) 指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(2) 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(3) 次に定める費用については、毎月 25 日に翌月分を利用者から徴収し、年度末にて精算し、残金が生じたときは、翌月に運営上必要な費用を除き、それ以上に余っている費用については利用者にその残金を返還もしくは協議により繰り越しを行うものとする。

- |         |  |            |
|---------|--|------------|
| ①家賃     | 2階 (201・202)   | 月額 45000 円 |
|         | 3階 (301・302・303) 4階 (401)  | 月額 40000 円 |
| ②光熱水費   | 月額 15000 円   |            |
| ③食材費    | 月額 28000 円 (朝夕食代×31日分。昼食は含みません)                                    |            |
| ④日常生活用品 | 月額 5000 円 (年 4 回精算し、残金が生じた時は個別に返還、<br>もしくは協議のうえで繰り越しもしくは全員に還元を行う。) |            |

⑤その他日常生活費 (フリーWi-Fi 使用料など) は実費相当額を申し受けます。  
※光熱水費や食費においては季節や物価に応じて変動有り。

(4) 前 3 項に規定する額の支払いを受けたときは、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(5) 第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(6) 当事業所の算定する給付費の内容  
介護給付費、体験利用費の詳細に関しては重要事項説明書参照。

## 第 9 条 (利用者負担額等に係る管理)

(1) 事業所は、利用者 (体験的な利用に係る利用者を除く。) が同一の月に事業所が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

(2) 事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行う。

## 第10条（苦情解決）

事業所は、提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次の措置を講じるものとする。

- （1）苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- （2）提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- （3）提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- （4）提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- （5）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

## 第11条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生または再発の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定。
- （2）虐待防止の為の対策を検討する委員会の設置し、定期的を開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底を図る。
- （3）虐待防止のための指針の整備。
- （4）職員に対して、虐待防止を啓発、普及するための定期的な研修の実施。
- （5）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- （6）第4号に掲げる措置を適切に実施するため、および虐待防止に関する担当者の設置
- （7）成年後見制度の利用支援。
- （8）サービス提供中に当該事業所従業者または他サービス機関または養護者（現に

養護している家族、親族、同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(9) その他虐待防止のために必要な処置。

#### 第12条(身体拘束等の適正化に関する事項)

事業所は、利用者の身体拘束等の適正化の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業者はサービスの提供にあたって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (2) 緊急やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録し、記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとする。
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合は、当該利用者及びその家族等に説明する。
- (4) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (5) 身体拘束等の適正化の為の指針を整備する。
- (6) 職員に対して身体拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する。

#### 第13条(法令遵守に関する事項)

事業所は各法令を遵守する為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 法令遵守に関する責任者の選定。
- (2) 法令遵守の為の対策を検討する委員会を設置し、委員会での検討結果を職員に周知徹底する。
- (3) 職員に対して、法令遵守を啓発、普及させるために定期的研修を実施する。

#### 第14条(暴力団等の影響の排除)

事業所はその運営について、暴力団等の支配を受けないものとする。

#### 第15条 (個人情報保護及び秘密の保持)

- (1) 事業所は、その業務上知り得た利用者等およびその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者等およびその家族の秘密を保持するものとする。
- (3) 従業者であった者に、業務上知りえた利用者等及びその家族の秘密を保持する為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業所はほかの福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する

情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

#### 第16条（ハラスメント対策）

- （1）事業所は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- （2）ハラスメント防止に関する責任者の選定。
- （3）ハラスメントに関する委員会を設置し、定期的を開催するとともにハラスメントに関する指針を整備し、その結果について職員に周知徹底を図る。
- （4）職員に対して、ハラスメント防止を啓発、普及させるために定期的に研修を実施する。
- （5）サービスを行う上で、ハラスメント防止を啓発、普及させるために定期的に研修を実施する。

#### 第17条（衛生管理について）

事業者は常に職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

#### 第18条（感染症対策）

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）感染症に関する責任者の選定。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しその結果を職員に周知徹底を図る。
- （3）事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### 第19条（非常災害対策及び備え）

事業所は、非常災害対策について、次の措置を講ずるものとする。

- （1）非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- （2）夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時

の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示するものとする。

(3) 事業者は、非常災害に備えて、利用者に必要な物資を備蓄する様に努める。

## 第20条（業務継続計画の策定）

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護等の提供を継続的に実施するための、感染症及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 業務継続計画の策定等に関する責任者の選定。

(3) 業務継続計画の策定等の対策を検討する委員会を設置し、概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに業務継続計画の策定等の指針を整備し、その結果について職員に周知徹底を図る。

(4) 職員に対して、業務継続計画の策定等について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(5) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第21条（事故発生の防止及び発生時の対応）

1、事業者は事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 事故防止に関する責任者の選定。

(2) 事故防止の対策を検討する委員会を設置し、概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備し、その結果について職員に周知徹底を図る。

(3) 事故の発生防止のための会議及び、職員に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 事故が発生した場合またはその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されると共に、原因の分析の結果に基づき、策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備するものとする。

2、事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(1) 事業者は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

(2) 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 第22条（緊急時等における対応方法）

従業者は、現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。



#### ※連携医について

精神科 山本心療内科クリニック 明石市桜町14-17-2階

歯科 ゆたに歯科クリニック 明石市松の内2-7-3

内科

※入院先の選定は各利用者の主治医や相談支援専門員と予め相談し、急病に関しては病状に応じて適宜救急搬送を実施し対応を行うものとする。

#### 第23条（研修による計画的な人材育成）

事業者は適切な障害福祉サービスが提供できるように職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質向上の為に、その研修の機会を確保するものとする。

（1）採用時研修 採用後6カ月以内

（2）継続研修 2か月に1回

前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行う事により、職員の計画的な育成に努めるものとする。

#### 第24条（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

（1）事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（2）事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めるものとする。

#### 第25条（記録の整備）

（1）事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

（2）事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

#### 第26条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は（株）福祉ステーションちえの和と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 第27条（入居に当たっての留意事項）

利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

（1）規則正しい生活を送って頂くことで、生活リズムを確立し、生活、就労が継続できるようにサポートしていきます。

（2）限られた生活スペースですので、居室に入る量の荷物の持ち込みをお願いします。

（3）事故を招く恐れがあるので、刃物など危険物の持ち込みはご遠慮ください。

（4）火災予防のため館内での喫煙は禁止にしています。

（5）内服されている薬に影響がある方も入居されていますので、一律に館内では禁酒

をお願いします。

- (6) 身体的、精神的状況の確認のため、居室に立ち入らせて頂く場合があります。
- (7) 夜間22時より朝6時までは玄関を施錠していますので、緊急時以外の外出は20時以降は控えてください。
- (8) ご家族以外の方を居室、共有スペースに招き入れることは控えて下さい。
- (9) 一般的なルールが守れなかったり、暴言、暴力（暴力には身体的なもの、精神的なもの、性的なものを含みます）、他者との衝突を繰り返す場合や、食事を意図的に何日も取らない、部屋を不潔にして異臭がするなどして、再々の声掛けにも応じてられない場合は、入居の継続が困難と判断し、退居をお願いすることがあります。
- (10) 医師の指示に基づいての治療には従い、何か意見がある場合は、主治医にご相談下さい。
- (11) 設備を破損または、備品を破損紛失した場合は、実費負担を請求させていただきます。
- (12) 貴重品は自己管理です。外出時は居室の施錠をお願いします。夜間22時、0時、4時と安否確認の為巡視を行いますので、居室は開錠しておいて下さい。
- (13) 体調が悪い時、困った時、疑問に思った時は職員に相談して下さい。
- (14) 帰宅時外出時は1階のスタッフに声をかけ、居所行き先を知らせてください。
- (15) 共同での生活であるためルールを守り、思いやりを持って人と関わりましょう。掃除や洗濯も相談ながらみんなでしていきます。困りごとの解決もみんなで相談しながら進めていきますのでご協力をお願いします。
- (16) 当施設が階段のみの避難経路となっているため、消防法上区分4以上の方の入居は4名迄と制約がありますので、病状の重度化や身体的に当施設の環境では生活しづらくなられた場合は、適切に住まいを検討できるように相談調整させていただきます。
- (17) ご契約いただいた居室が避難経路となっている場合は、非常時や避難訓練の際に立ち入らせて頂くことがあります。ご了承ください。
- (18) 入院期間における家賃等の固定料金の支払いは必要ですが、食材費は不要です。入院予定が3か月以内の場合は、居室の確保を行います。それ以上長期になると退居になりますのでご了承ください。
- (19) 状況に応じてご家族、身元引受人または法定代理人の方と連絡を致しますのでご了承ください。

## 附則

初回施行 令和5年3月1日

一部追記 令和5年6月1日（旧第24条（現27条のみ））

内容修正 令和6年4月1日